

## 第3章 著作権の帰属

### 1. 著作権の帰属、窓口業務

#### <基本的な考え方>

##### (1) 著作権の帰属に関する考え方<sup>16</sup>

主に放送番組は、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、ビデオテープ等の物に固定されているため、映画の著作物（著作権法第2条第3項）であると理解されている。映画の著作物の場合、多額の投資を要し、また多数の者が製作に関与するという観点から、一般的な著作物と異なり、著作者の認定や著作権の帰属等について特殊な規定が置かれている（同法第16条、第29条<sup>17</sup>）。

特に放送番組において問題となるのが、番組の著作権が局と製作会社（製作会社の再委託先を含む。）のいずれに帰属するかという点である。同法第29条では、映画の著作物の著作権は原則として「映画製作者」に帰属することが規定されており、この「映画製作者」とは、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」を指す（同法第2条第1項第10号）。

例えば、「完全製作委託型番組」のように、製作会社が、企画、製作等のすべてを行い、全体の費用や個々に係る経費について実質的に決定し、番組を納品している場合は、番組の製作に発意と責任を有する者として、製作会社が当該番組の著作権

<sup>16</sup> 本章に関連する著作権法の条文は以下のとおりである。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

（映画の著作物の著作者）

第16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第29条 映画の著作物（第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

<sup>17</sup> なお、これらの規定は放送番組が職務著作に該当しない場合についてのものであり、放送番組が職務著作に該当する場合は、映画製作者が著作者となり著作権の帰属主体となる。（著作権法第15条第1項、第29条第1項括弧書）

者となり得ると考えられる。ある番組の一部となる映像（独立したコーナー等）であったとしても、製作会社の発意と責任により製作されたものであれば、製作会社に著作権が帰属するとの判断もありうると考えられる。このことは、用語の定義（10頁）に示したとおりである（この「発意と責任」については、以下の「＜参考＞ ■発意と責任について」を参照）。放送番組の製作はこれ以外にも様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるところ、著作権の一義的な帰属は、そういった個別事情に応じて著作権法（第2条第1項第10号）の解釈として決まることとなるが、事後的な紛争防止の観点から、局と製作会社の協議により著作権の帰属（譲渡の有無等）を明確にしておくことが望ましい<sup>18</sup>。本章における法的に問題となる事例については、著作権が製作会社に帰属する場合を前提として下請法及び独占禁止法に関して留意する点を述べる。

＜参考＞

■発意と責任について

判例通説では、著作権法第2条1項10号における映画製作者、すなわち「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」とは、映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことをいうと解されている<sup>19</sup>。

実際には極めて複雑な事例が多く、諸費用の負担や、制作進行の管理・納品の責任等の諸般の事情を勘案の上で、映画製作者の認定がなされることが考えられる<sup>20</sup>。例えば、下に挙げる裁判例では、「発意」につき、最初に映画を自ら企画立案した場合だけでなく、他人からの依頼等によって製作意思を有するに至った場合もこれに含まれると判断された。また「責任」については、製作を行う法的主体として製作に関する収入・支出を自己の計算において行うことが求められている。

○超時空要塞マクロス事件控訴審（東京高判平成15年9月25日判例集未掲載（平15（ネ）第1107号））

【事案の概要】

本件は、アニメ番組の放送に際して、アニメーション映画制作会社である本件テレビアニメを制作した制作会社Xと、作家や画家等のための渉外・経理事務等を行う企画会社であるY1、宣伝映画等の企画及び製作を業とするY2との間で本件テレビアニメの著作権帰属が問題となった事案である。

本件テレビアニメを企画したY1およびスポンサーを集めたY2により本件テレビアニメの制作準

<sup>18</sup> 平成31年3月～4月に一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）が実施した会員向けアンケート調査によれば、著作権の帰属等をめぐり、局と製作会社との間で意思疎通が十分図られていないとみられる事例が複数件報告されている。

<sup>19</sup> 東京高判平成15年9月25日判例集未掲載（平15（ネ）第1107号）[超時空要塞マクロス事件控訴審]、東京地判平成17年3月15日判時1894号110頁[グッドバイ・キャロル事件第一審]、知財高判平成18年9月13日判時1956号148頁[同事件控訴審]、知財高判平成24年10月25日判例集未掲載（平24（ネ）第10008号）[ケーズデンキ事件控訴審]、加戸守行『著作権法逐条講義（6訂新版）』45頁（著作権情報センター、平成25年）、中山信弘『著作権法（第2版）』232頁（有斐閣、平成26年）、島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門（第2版）』111頁（有斐閣、平成28年）等を参照。

<sup>20</sup> 中山信弘『著作権法（第2版）』232頁（有斐閣、平成26年）等を参照。

備が進められ、放送会社Aでの放映が決定した。Y1はアニメーターの確保のためXに本件テレビアニメ制作の参加を打診し、Xはこれを承諾した。そして、スケジュールの把握や制作督促等の観点から、放送会社Aの希望により、アニメ制作実績のあるXと放送会社Aとの間で本件テレビアニメの制作及び放送に関する契約が締結された。

本件テレビアニメの制作費は、納品の翌月に放送会社AからXへ支払われたが、その原資となったのは、スポンサーからの広告料をもとにY2から放送会社Aへ支払われた本件テレビアニメの放映料であった。そして、Y2が放送会社Aに対して放映料を支払い、放送会社AがXに対して本件テレビアニメの制作費を支払い、Xが制作作業を実際に行う者に対する報酬を支払っていた。

YらがXに対して、本件テレビアニメの基礎となった図柄に係る著作権がYらに帰属する旨の訴訟を提起したことを受けて、Xは著作権確認訴訟等を提起し、第一審である東京地裁は、本件テレビアニメの映画製作者はXであると判示した<sup>21</sup>。これを不服とし、本件テレビアニメの映画製作者はY2であると主張してYらが控訴した。

#### 【判旨】控訴棄却。

控訴審では、「映画製作者」とは、文言及び著作権法29条の立法趣旨から、「映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことである」と解すべきとした。その上で本件について、Xは「本件テレビアニメの製作意思の下に、放送会社Aに対し、本件テレビアニメを製作する法律上の義務を負っており、かつ、本件テレビアニメの製作を行う法的主体として製作に関する収入・支出を被控訴人の計算において行っていることができるから、本件テレビアニメの『製作につき発意と責任を有する者』である『映画製作者』に該当すると認めるのが相当である」と判示した。

また、映画の製作に「発意」を有すると認められるのは、「最初にその映画を自ら企画、立案した場合に限られると解すべき理由はなく、他人からの働きかけを受けて製作意思を有するに至った場合もこれに含まれると解するのが相当である」とした。

さらに、映画の製作に「責任」を有する者であるか否かの判断については、Xが放送会社Aに対して約定の期限までに本件テレビアニメを製作し納品する義務を負っていた点、およびXが実際の制作作業を行ったY1や他の制作会社に対して、制作作業に対する報酬を支払った点等が考慮された。さらに、放送会社Aへ放映料を支払ったY2こそが実質的な資金の負担者であり、「映画の製作につき責任を有する者」はY2であるとのYらの主張に対しては、「そのことは、放送会社Aがどのようにして被控訴人への支払の原資を取得しようとするかに係ることであって、本件テレビアニメの製作自体についての、被控訴人の法的立場にも、控訴人らの法的立場にも、かかわりのないことである。……被控訴人は、本件テレビアニメを自己の責任において製作して放送会社Aに納め、放送会社Aから制作費の支払を受ける立場にあることに何の変わりもない」とした。

## (2) 著作権及び下請法に関する考え方

番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に「著作権については局に帰属する」とされていたとしても、上記(1)のとおり著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがありうる。その場合は製作会社から局に対して「著作権の譲渡」がなされたとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような下請法の問題となり得る場合がある。

下請法上の親事業者となる局が、下請事業者となる製作会社に対して製作を委託

<sup>21</sup> 平成15年1月20日判時1823号146頁。

した放送番組について、製作会社に帰属する著作権を局に譲渡させるため、下請取引の給付内容に当該著作権の譲渡も含め、その著作権の譲渡の対価について製作会社と十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買ったたき」に該当する。

本ガイドラインの「フォローアップ調査<sup>22</sup>」によると、局と製作会社の間において、著作権の譲渡に関する事前協議の有無について認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間での十分な協議が行われた上で、著作権の取扱いが決定されることが必要である。

例えば、運用基準では、次のような行為が違反事例として挙げられている。

<情報成果物作成委託における違反行為事例>

5-13 その他の買ったたき

(2) 親事業者は、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「5買ったたき」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

あわせて、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、窓口業務の取扱いや二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要である。この十分な協議を行うための工夫として、例えば、局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取組が考えられる。親事業者は下請事業者との十分な協議が行われるように様々な取組を進めていくことが望ましい。

### (3) 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化

発注者の受注者との十分な協議を促進するため、総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表(以下「著作権の帰属等整理表」という。)として整理している(「序章2.(6)キ 契約形態と著作権の帰属について」を参照)。

発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないように

---

<sup>22</sup> 製作会社が著作権を希望したにも関わらず、局が著作権の譲渡を受けた場合を対象に、事前協議について聞いたところ、令和元年度調査における局からの回答では、「著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全18社中15社、製作会社からの回答では、「著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全23社中3社となっている。

(出典)総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 令和元年度フォローアップ調査結果の公表」(令和2年6月3日)

<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu04\\_02000139.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html)>

するためには、発注段階において、発注者は受注者と十分に協議した上で、「業務委託の種類（情報成果物作成委託／役務委託）」、「放送局の番組単位の種別」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にすることが必要である。外形的に明確にする方法として、

- ・ 情報成果物作成委託（著作権の帰属等整理表中、①から⑦の取引）は、下請法の対象となった場合は、下請法に基づき3条書面を交付する義務があり、
- ・ 役務委託（著作権の帰属等整理表中、⑧の取引）は、下請法の対象とならない取引（再委託の場合に限り、下請法の「役務提供委託」として同法の対象）であるが、発注・契約締結の段階から役務委託であることについて双方が共通の認識を持つためには、書面やメールなど客観的な記録が残る手段を用いることが望ましい。なお、事後トラブルを回避する観点から、特に書面の交付による方法を用いる場合の参考として、91頁に役務委託の発注書のひな形を添付する。

また、一般に、発注者は受注者に対し、取引上優位にある可能性が高いといえることから、発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。その他、本表に必ずしも当てはまらない取引を行う場合は、本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。

なお、完全製作委託型番組（著作権の帰属等整理表中、①及び②の取引）については、著作権法第91条<sup>23</sup>によりいわゆる「ワンチャンス主義」<sup>24</sup>が適用される場合があり、発注者と受注者の著作権の帰属に留まらず、放送コンテンツに出演する実演家の二次利用の報酬の取扱いにも影響を与えることがある点に留意が必要である。上述のとおり、発注段階において、どの類型に該当する取引であるかを発注者と受注者の間で明確にするとともに、当該放送コンテンツに出演する実演家（もしくはその代理人）と製作主体の間でも明確にすることが望ましい。

#### （４） 独占禁止法に関する考え方

著作権の取扱いをめぐっては、「独占禁止法上の優越的地位の濫用」として問題と

---

<sup>23</sup>（録音権及び録画権）

第91条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

<sup>24</sup>「ワンチャンス主義」とは、実演家が映画の製作等の際に自分の実演の録音・録画を了解した場合には、以後その実演を利用することについて原則として権利が及ばないという考え方。

なる場合があると考えられる。

役務取引ガイドラインでは、「第2 7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」として次のような解釈が示されている。

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

考え方

役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているとき認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。

ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「第2 委託者による優越的地位の濫用行為 7情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

独占禁止法の観点からみると、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

○役務取引ガイドライン

(2) 独占禁止法上問題となる場合

情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

ア 情報成果物の権利の譲渡

(1) 受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合

(2) 受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>